

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、身体障害者手帳の交付に関する事務において個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東京都知事

公表日

令和7年1月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	・身体障害者福祉法、身体障害者福祉法施行令、身体障害者福祉法施行規則、東京都身体障害認定基準、東京都身体障害者手帳に関する規則に基づき、都内に居住地を有する身体障害者の身体障害者手帳の交付、再交付、返還、居住地変更、氏名変更等の事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、上記規定に従い、次の事務に使用する。 ①台帳管理(転入、氏名変更、住所変更) ②身体障害者手帳の交付、再交付(更新、再交付)事務 ③身体障害者手帳の返還 ④身体障害者手帳交付等事務システム抽出データの点検
③システムの名称	身体障害者手帳交付等事務システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合利用連携サーバ、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」という)別表 第20項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・マイナンバー法 別表 第7項、第8項、第9項、第14項、第21項、第24項、第25項、第27項、第52項、第53項、第55項、第56項、第83項、第93項、第115項、第117項、第127項、 ・マイナンバー法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14項、18項、20項、25項、37項、49項、53項、76項、77項、80項、83項、113項、124項、141項、144項、155項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局心身障害者福祉センター障害認定課
②所属長の役職名	障害認定課長
6. 他の評価実施機関	
都内区市町村長	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉局心身障害者福祉センター障害認定課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉局心身障害者福祉センター障害認定課
9. 規則第9条第2項の適用 [○]適用した	
適用した理由	令和5年度にマイナンバー総点検を速やかに実施する必要があったため。

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月8日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	福祉局サイバーセキュリティ安全管理措置	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[○] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月24日	I・1・③システム名称	身体障害者手帳交付等事務システム	身体障害者手帳交付等事務システム、住民基本台帳ネットワークシステム〔東京都サーバー〕、団体内統合利用連携サーバー、中間サーバー	事前	
平成29年1月24日	I・4・②法令上の根拠		番号法第19条第7号別表第二 第85項の2、第108項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条の4第1号イ、第55条第1号二、第55条第7号ロ	事前	
平成29年1月24日	1・⑥ 他の評価実施期間		都内区市町村長	事前	
令和1年6月10日	I・1・③システム名称	身体障害者手帳交付等事務システム、住民基本台帳ネットワークシステム〔東京都サーバー〕、団体内統合利用連携サーバー、中間サーバー	身体障害者手帳交付等事務システム、住民基本台帳ネットワークシステム〔東京都サーバー〕、団体内統合利用連携サーバ、中間サーバ	事前	
令和1年6月10日	I・4・②法令上の根拠		評価書のとおり	事前	
令和1年6月10日	1・5・②所属長の役職名	梅津 義和	障害認定課長	事前	
令和1年6月10日	IV・8監査	〔○〕自己点検 〔 〕内部監査 〔○〕外部監査	〔○〕自己点検 〔○〕内部監査 〔○〕外部監査	事前	
令和2年1月28日	I・1・③システム名称	住民基本台帳ネットワークシステム〔東京都サーバー〕	住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
令和2年1月28日	I・4・②法令上の根拠		評価書のとおり	事前	
令和2年1月28日	個人のプライバシーなどの権利利益の保護の宣言	東京都知事は、身体障害者手帳の交付に関する事務において個人番号を使用するにあたり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	東京都知事は、身体障害者手帳の交付に関する事務において個人番号を使用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	事前	
令和2年7月31日	II・1対象人数・いつ時点の計数か	令和2年2月28日 時点	令和2年3月11日 時点	事前	
令和2年7月31日	II・1対象人数・いつ時点の計数か	令和元年8月11日 時点	令和2年4月1日 時点	事前	
令和2年7月31日	I・2特定個人情報ファイル名	身体障害者手帳交付台帳	身体障害者手帳交付台帳ファイル	事前	
令和3年9月1日	I・4・②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和5年12月15日	I・5・7・8	東京都福祉保健局心身障害者福祉センター障害認定課	東京都心身障害者福祉センター障害認定課	事前	
令和6年7月11日	I・1.②事務の概要		評価書のとおり	事後	
令和6年7月11日	I 3.	別表・番号法第9条第1項別表第一 第11項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第11条	別表 第20項	事後	
令和6年7月11日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二 第10項、第14項、第16項、第16項の2、第20項、第27項、第28項、第31項、第54項、第55項、第56項の2、第57項、第79項、第85項の2、第106項、第108項、第116項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ロ、第12条第1号ト、第12条第2号ヘ、第12条第4号ト、第12条第6号ヘ、第12条第8号ト、第12条の2、第14条第1号イ、第14条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、第21条第2号イ、第22条第1号イ、第28条第1号イ、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、第31条第2号ハ、第31条第4号イ、第31条第5号ハ、第31条第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号ロ、第53条第2号ロ、第53条第3号イ、第55条第1号ト、第55条第5号イ、第55条第6号二、第55条第11号ハ、第59条の2第1号ト	別表 第20項	事後	
令和6年7月11日	I 5. ①部署	東京都心身障害者福祉センター障害認定課	福祉局心身障害者福祉センター障害認定課	事後	
令和6年7月11日	I 7.	東京都心身障害者福祉センター障害認定課	福祉局心身障害者福祉センター障害認定課	事後	
令和6年7月11日	I 8.	東京都心身障害者福祉センター障害認定課	福祉局心身障害者福祉センター障害認定課	事後	
令和6年7月11日	II 1. いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日現在	事後	
令和6年7月11日	II 2. いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日現在	事後	
令和6年7月11日	IV 8.		評価書のとおり	事後	